

# 飯山市中小企業融資制度 (申込みは商工会議所です)

資金名	融資対象者	限度額	利率	貸付期間	信用保証料 (※自己負担分)
小口資金	設備資金 (従業員が商業・サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)で5人以下、他業種20人以下の法人・個人)	1,250万円以内	1.9%	5年以内 (うち据置6か月以内)	0.44%以内 ※事業者選択型制度利用時 1.325%以内
	運転資金				
災害等対策資金 (設備・運転)	災害等により被災し、市長が認めた事業者	1,000万円以内	1.3%	7年以内 (うち据置1年以内)	
経営安定特別資金 (運転資金のみ、借換可)	中小企業者(小規模事業者含む) 次のいずれかに該当する方 ①最近3か月間の売上高または売上高経常利益率(収益性)が過去3年いずれかの同期に比べ同じか減少している方 ②最近6か月間の売上高または収益性が前年同期に比べ同じか減少している方 ③直近決算期の収益性が1期または2期前に比べ同じか減少している方 ④セーフティーネット保証制度4号または5号に該当する方	1,250万円以内	1.7%	7年以内 (うち据置1年以内)	0.44%以内 ※事業者選択型制度利用時 1.325%以内
緊急経済対策資金 (運転資金のみ)	中小企業者(小規模事業者含む) 次のいずれかに該当する方 ①最近3か月または6か月の売上高が前年同期に比べ10%以上減少している方 ②セーフティーネット保証制度4号または5号に該当する方 ③経営に著しい支障をきたしている方	1,000万円以内	1.5% (市の利子補給年0.5%を2年間)	7年以内 (うち据置1年以内)	セーフティーネット保証制度が利用できる方は0.16%以内 ※事業者選択型制度利用時 0.625%以内
創業支援資金	設備資金	①市内に住所を有する個人で、新たに市内で事業を開始予定、または開始まもない方 ②会社が、市内に新たな会社を設立し事業を開始予定、または開始まもない方	設備1,500万円以内 運転750万円以内 (併用は1,500万円以内) 自己資金を限度とする場合がある。	1.5% (市の利子補給年0.5%を2年間)	10年以内 (うち据置1年以内)
	運転資金				5年以内 (うち据置1年以内)
一般振興資金	運転資金	中小企業者(小規模事業者含む)	1,500万円以内	2.1%	5年以内 (うち据置6か月以内)
	設備資金	中小企業者(小規模事業者含む) 設備改善に要する資金	2,000万円以内		7年以内 (うち据置1年以内) (建物10年、車5年以内)

## ※経営安定特別資金について

- 借換対象資金は長野県及び飯山市制度資金とし、借り換える資金を1年以上返済しているものに限る。
- 借換の場合、以前借り換えた資金は借換できないものとするなどの規定があります。
- 申込みに必要な書類
  - ・事業内容及び資金計画及び売上げを確認できる書類等
  - ・経営指導員の融資に関する意見書

## ※緊急経済対策資金について

- 申込みに必要な書類
  - ・事業内容及び資金計画及び売上げを確認できる書類等
  - ・経営指導員の融資に関する意見書

## ※創業支援資金について

- 申込みに必要な書類
  - ・事業内容及び資金計画等を確認できる創業計画書等の書類
  - ・経営指導員の融資に関する意見書

# 長野県中小企業融資制度 (申込みは金融機関へ)

資金名	貸付対象者	資金限度額 貸付期間	利 率	信用保証料
新型コロナ向け伴走支援型	新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、伴走支援型特別保証を利用する方であって、下記のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した方 ①セーフティネット保証4号を利用する方 ②セーフティネット保証5号を利用する方 ③下記のいずれかに該当する方 ア 最近1ヵ月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少している方 イ 最近1ヵ月間の利益率(売上高総利益率または売上高営業利益率)が前年同月又は直近決算の利益率と比較して5%以上減少、もしくは直近決算の利益率が直近決算前期と比較して5%以上減少している方 ④激甚災害(令和六年能登半島地震による災害に限る)について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた方	設備・運転の合計で1億円 貸付期間10年以内(うち据置5年以内)	対象者①②④は1.6% 対象者③は1.8%	1.4%以内 セーフティネット保証等利用の場合自己負担なし ※事業者選択型制度利用時 0.45%以内